八　第四十三条の表法第三十六条第一項第一号ロに掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草
（削る。）
（削る。）
（輸入のための検査証明書の添付の除外）
第四十六条　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第三十七条第一項の検査証明書又はその写し（以下「検査証明書等」という。）の添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合
二　指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき検査証明書等に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合
三　試験研究又は実験室内若しくは検査室内で行う検査の用に供するためのものであつて、次に掲げる物を輸入する場合
イ　前条第一項第一号の動物の指示血清
ロ　前条第一項第一号の動物の肉又は臓器由来の抽出物
ハ　前条第一項第一号の動物の細胞
ニ　腐敗や変質を防ぐための薬剤が添加された前条第一項第一号の動物の血液
四　農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定するものを除く。）を輸入する場合
2　（略）
（輸入の場所）
第四十七条　法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。）及び第四十五条第二号の物（殻付きのものに限る。）並びにこれらを原料とする加工品	（略）

七　第四十三条の表法第三十七条第一項第二号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものを除く。）及び飼料用の乾草
八　法第三十六条第一項ただし書の許可を受けて輸入する物（飼料用以外の用途に供する穀物のわら）
第四十五条の二　法第三十七条第一項第二号の飼料用以外の用途に供する穀物のわらとして農林水産省令で定めるものは、飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調製したものとする。
（輸入のための検査証明書の添付の除外）
第四十六条　法第三十七条第二項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。
一　法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しの添付が特に困難であると認められる国から輸入する場合
二　指定検疫物のうち、当該指定検疫物につき法第三十七条第一項の検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国の政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が作成されたものを輸入する場合
三　試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合
四　農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物（前号に規定する血清を除く。）を輸入する場合
2　（略）
（輸入の場所）
第四十七条　法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

指定検疫物の種類	港、飛行場
第四十五条第一号の物（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するものを除く。）及び第四十五条第二号の物（殻付きのものに限る。）	（略）